

自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について

1 背景および目的

「MIRAI SCHOOL いたばし-教育ビジョン2035-、MIRAI SCHOOL いたばし-アクションプラン2028-」において、「多様な教育的ニーズに対応した多様な学びの場の確保」を掲げ、特別支援教育環境の整備を行うこととしています。

特別支援教育環境として、自閉症・情緒障がいのある児童・生徒の学びの場である、特別支援学級の整備について、令和6年度から「板橋区特別支援教育連絡協議会」で設置に係る課題の検討を行いました。

整理した課題の内容を踏まえて、自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置準備を行います。

2 設置準備について

新たな障がい種の特別支援学級の設置を行うため、教育委員会内の関係部署間の連携及び各所管業務の内容に関わる検討を一体的に進めるため、教育委員会事務局内で検討部会を設置し、課題の整理・検討を行います。

併せて、学習指導に関する内容については、特別支援教育に係る教員による検討部会を設置し、中学校卒業までの具体的なビジョンをもって指導が行えるよう、検討を行います。

また、教室等の設備について、障がい特性に合わせた環境を具体的に検討し、児童・生徒が学校生活をより快適に送れるよう学習環境を整備します。

3 自閉症・情緒障がい特別支援学級とは

特別支援学級とは、小学校、中学校等において障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善、克服するための教育を行う学級です。

自閉症・情緒障がい特別支援学級は「固定学級」に類され、「固定学級」は児童・生徒が毎日通って学習する、学籍のある学級です。

(1) 指導対象

- 1 自閉症又はそれに類するもの※で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

(平成25年10月4日付け 25文科初第756号初等中等教育局長通知)

※それに類するもの:アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害

※特別支援教室の指導対象と同一ではない

(2)教育課程

自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程の考え方は、小学校又は中学校の教育課程に準ずることを基本とし、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる、とされています。

加えて、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な「自立活動」を設定することができ、自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程は、自立活動の指導、各教科の指導、交流及び共同学習の3本柱を基本として編成することが重要です。

4 今後検討していく事項

板橋区特別支援教育連絡協議会において、特別支援学級設置に向けた課題について検討し、下記のとおり整理を行いました。

特別支援学級を設置する際には、これらの課題を踏まえた十分な検討を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応える自閉症・情緒障がい特別学級を設置していきます。

○ソフト面

- ・教職員の人材確保(学級運営に必要な担任、複式学級に対応するための補助職員等)
- ・生活支援の人材確保(生活上の補助や、交流と共同学習の際に補助する人材の確保)
- ・専門家等の人材確保
- (効果的なアセスメントや目標の設定、教員の専門性向上のための助言を行う人材の確保)
- ・障がい特性に配慮した学習指導の展開(得手不得手を理解し、選択した学習内容の展開)
- ・自立活動の充実(卒業後の社会生活を見据えた十分な自立活動の実施)
- ・柔軟な交流と共同学習の実施
- (学校行事や教科学習において、自立活動の実践の場として積極的に実施する)
- ・理解啓発(教員、保護者、児童・生徒それぞれに対して行う理解啓発)

○ハード面

- ・障がい特性に配慮した教室環境(外部の音、人通り等配置の配慮)
- ・クールダウンスペースの確保(児童・生徒が自由に使用することができる場所の確保)
- ・刺激を軽減するためのパーテーション等の活用(個別ブース等児童・生徒間の刺激軽減)
- ・障がい特性に配慮した教材教具の活用
- (個別の特性に合わせた教材教具の利用、手順書や補助資料等の作成)

5 今後の主なスケジュール

検討部会による課題検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月～
設置予定校の工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和9年7月～
開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和10年4月(予定)